

環境影響評価調査計画書審査意見書

「都市高速鉄道第 7 号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子
（公印省略）

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 事業者

名称：東京地下鉄株式会社

代表者：代表取締役社長 山村 明義

所在地：東京都台東区東上野三丁目 19 番 6 号

(2) 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

名称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

名称：都市高速鉄道第 7 号線品川～白金高輪間建設事業

種類：鉄道の建設

3 対象事業の位置

起点：港区高輪四丁目

終点：港区白金二丁目

第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見等を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、選定した地点のほか、立坑及び開削部など影響が懸念される地点を現地調査地点として追加するとともに、予測・評価を行うこと。また、夜間工事が想定される場合には、夜間も含めた建設作業騒音・振動の予測・評価を行うこと。
- 2 夜間の道路交通騒音について、環境基準を超過している地点があることから、工事用車両による夜間走行が想定される場合には、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

【地盤、水循環 共通】

計画路線周辺は湧水地点や井戸が多数存在しており、関係する地方公共団体においても保全に取り組んでいることから、地盤及び地下水の状況を十分に把握できる位置において現地調査を行い、工事の施行中及び完了後における地盤沈下、地盤の変形、地下水位及び流況の変化について適切な予測・評価を行うこと。

【史跡・文化財】

計画路線周辺には複数の指定・登録文化財及び埋蔵文化財包蔵地が存在しているため、既存資料調査に加えて、周辺の埋蔵文化財包蔵地の情報、発掘調査報告書を精査するとともに、関係教育委員会等と事前に十分な協議を行った上で、調査及び予測・評価を行うこと。埋蔵文化財等が確認された場合については、その公開と保存についても、逐次、関係者と協議の上で対応すること。

【廃棄物】

本事業では、事業区間の約2.8kmのうちの約2.5kmがシールド工法及び開削工法を用いたトンネル区間であり、大量の建設発生土等の発生が想定されることから、施工計画の工法や工程に加え、掘削対象とする地質等を十分に精査し、廃棄物等の性状ごとの発生量及び再資源化量について詳細に検討し、予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。